

井原西鶴『武道伝来記』論の前提を疑う

イノケ
井上 泰至

一・中村幸彦説への疑問

西鶴の武家物で描かれる武家は、戦国から十七世紀前半あたりまでの武家、あるいはそれに仮託された当代の武家である。その素材を近世刊行軍書が提供したことも当然予想されるし、これまでもそういう指摘はなされてきた^①。ただし、本稿の関心の中心はそのことにはない。

むしろ、近世刊行軍書を読んできた読者を前提とした時、十七世紀の末尾に登場した西鶴の武家物は、どう読まれるべきテキストであったのかを定位するのが本稿の目的である。後述するように、代表的な近世刊行軍書によって武家とはどうあるべき存在であるかという規範は、かなり醸成されてきていたのだが、そのことを前提にした西鶴武家物論は皆無である。

西鶴の武家物の第一作は、『武道伝来記』（貞享四年（一六八七）刊）である。その西鶴における「武道」の問題については、中村幸彦が「武道」「武の道」「武士道」を一括して、兵器を以て相手を倒す術や築城軍略等軍をやる術、天下を治める術、義理をつらぬく精神など諸義があるとしながら、西鶴に関しては「義理」という人間一般の道徳を行動の upper に示すものを中心であったとし、勇武は天理に応じた範囲でのみ行われるべきものであったとして、貝原益軒の『武訓』などを引いてこれを説明する^②。以後の西鶴武家物研究は、主にこの中村説の「武道」の定義にそって論議がなさ

れてゆくのであるが、本稿では、この中村説の一部を疑うところから出発している。

すなわち、刊行された軍書に当たって検討すれば、「武道」「武士道」の意味は、そうした義理の発露という意味合いが含まれる以前、かなり武張った意味合いが濃厚であり、少なくとも『武道伝来記』に関しては後者の意味合いの「武道」を中心に考えるべきで、時代が下った益軒の例を引くのは当たらないというのが本稿の立場であることをあらかじめ明らかにしておく。

二、「敵討」より「武道」が核の作品

「武道」という言葉の来歴について検討する前に、『武道伝来記』という作品における「武道」という言葉の位置付けについて簡単に私見を述べておこう。

『武道伝来記』という作品は、主にこれまで「敵討」が主題であるとして論じられてきた。しかし、この稿の議論では、この作品は「武道」が主題であり、これを「体」とするなら、「敵討」は「用」、すなわち「趣向」なのではないか、という着想から出発している。「中古、武道の忠義、諸国に高名の敵うち、其はたらき聞伝て」という序文も、各巻目録題左下の「諸国敵討」という副題も、はたまた、題簽に角書としてある「諸国敵討」も、全て「敵討」は「諸国」とセットで掲げられているからである。

確かに本作は、蝦夷から九州まで諸地方に万遍なくその舞台設定を置く、諸国咄的性格を持っているが、西鶴は「敵討」もそれと同じ、趣向のレベルのものと考えていたのではなかったか。つまり、「中古、武道の忠義、諸国に高名の敵うち、其はたらき聞伝て」という序文の文章は、西鶴の考える「武道」を、「諸国」の「敵討」にかかわる様々な話で「伝来」した作品ととらえるべきではなかったか、というわけである。

本作は「敵討」を作品の顔となる箇所盛んに標榜しながら、実際には、敵討を中心に描いていない話、敵討が失敗する話、敵討を疑問視するような発言が見られる話、当時の制度に照らして厳密な意味では敵討になっていない話が見られ、その点を軸にこれまで多く議論が積み重ねられてきた。が、「武道」と「敵討」の関係をそう整理することで、かなり合理的な説明がつくと思われるのである。

そこではまず、『武道伝来記』に至る当時の「武道」の意味と、それを流通させたテキストを検討し、『武道伝来記』のそれと比較しつつ、この作品における「武道」の意味を探る。これを受けて、『武道伝来記』における敵討が失敗する話、敵討を疑問視するような発言が見られる話、厳密な意味で敵討になっていない話への視座についても、私見を提出する。さらに、本作の顔となると同時に、敵討を中心に描いていない話に属する、巻一ノ一についても同様の方向からの読みを行う。

三、「武道」という言葉の来歴

「武道」という言葉の素性は以下の通りである。

『角川古語大辞典』「武道」の項^⑤では、ひとつには「天下国家を治めるにあたっての武の方面。兵馬弓箭の道。文道の対。中世後期以後、武士という概念が定着してから、武士の守るべき道、武士道などと規定されるに至る。」という説明があり、『太平記』巻十二「兵部卿親王流刑付驪姫事」の「征夷大將軍の位に備り天下の武道を守るべしとて」という一節や、『甲陽軍鑑』巻十六上の「武士は唯心ばせの至つて強き根本を糺し、其善悪を以て批判いたすを、侍のとわざと申して、弓矢をとる人の武道なり」といった例が挙げられている^⑦。

次に、「武士として心がけるべき弓矢、馬などの武術、武芸。」の意味もあるとし、『遠近草』四七（文禄年間へ一五

九二（九六）前後成立か）で「人々は是をききて武道のさかしきのみならず」と武田家臣馬場美濃守の狂歌をほめた一節、および、『紅梅千句』（明暦元年（一六五五）刊）「太刀のなかごにはばき金精（さび）つく／牢人となれば武道もたしなまず」^⑨を用例として挙げる。さらに、「歌舞伎の演技の一。武術の働きを見せ場とする。転じて、広く武張った言動にもいう。「武道事」とも。」として、近松の歌舞伎『けいせい壬生大念仏』（元禄十五年（一七〇二）初演）の役人替名「立役、中村四郎五郎、中興一流武道に名あり」^⑩、および歌舞伎評判記『役者座振舞』（正徳三年（一七二二）刊）の片岡仁左衛門の評、「誠はびんごの八郎と本名あらはしての武道見事」^⑪を指摘する。

一方、佐伯真一は、「武士道」の語を説明する際、応仁の乱前後成立したかとされ、慶長古活字版二種や寛永六年（二九二九）版の整版などがある武家故実教訓書『義貞軍記』の次の一節を引く。

昔より今にいたるまで、文武二（つ）に分（かれ）て、その徳天地のごとし。一つも闕（け）ては、国を治する事あるべからず。されば、公家には文をもつて先とす。詩歌管絃の芸、これなり。当道には武をもつて基とす。弓馬合戦の道、是なり。^⑫

佐伯はこの用例から、「武士道」という語について、「武士としての生き方を、極めるべき「道」として自覚的に考えた早い例が、ここにあるわけである。それは既に見てきたとおり、勝つことを名譽とし、そのためには命を惜しむな、また手段を選ぶなと教える「道」であった。」とし、さらに「現在、「武士道」という言葉の初期の用法を考える最大の手がかりは、『甲陽軍鑑』であるとするのが、通説的な理解であろう。『甲陽軍鑑大成』の索引編によつて検索すると、「武士道」三九例を拾うことができる。また、「武道」は六五例あり、そのほか、類似の言葉に「侍道」「男道（おとこ

どう・おのごどう)などがある。なお、中世末期から近世にかけて、「武士道」と「武道」はほぼ同義に近く、混用されたようである。」として、この「武士道」のついでに捉え方が、「武道」という語にも当てはまることを示唆している。確かに、『甲陽軍鑑』巻十四下では、

一 有時、土屋右衛門丞、高坂弾正に問て云、「奉公人の武道をたしなめ、と申せば、喧嘩ずきに成。如何にも人よくせよ、と申せば、武士道無心懸に成。此間は何としめして家風をよく仕らん。」

といった「武道」と「武士道」を同義の意味として使用し、しかもその内容は武士たるものが修めるべき勇敢な心がけを意味していたことが確認できる。近世前期の「武道」概念については、これまで『甲陽軍鑑』に焦点が当てられ、「武士道」という用語の検討と併せて行われてきたわけである。次の課題は、数ある軍書類から『甲陽軍鑑』に焦点を当てることについての意義と、『甲陽軍鑑』における「武道」概念がいかに西鶴の「敵討」と結びくのか、またより平時を意識した新たな「武道」概念と西鶴との関係が問題となる。

四 「武道」の知仁勇と西鶴

私に作成した「近世軍書刊行年表稿」(『江戸文学41』)を通覧すれば、十七世紀に刊行された軍書では、『甲陽軍鑑』と『太平記秘伝理尽鈔』の両書がその派生作の多さから、最も影響力のあった書物であったことが見て取れる。

『甲陽軍鑑』は版・刷も目立って多い。『甲陽軍鑑大成 研究編』の酒井憲二の解説^⑤に従い実際に諸本にあたってみれば、まず同書の版本は、元和末から寛永初年(一六二四)ごろに出されたとおほしき片仮名付訓十行本と、寛永前期

刊行と推定される平仮名付訓十一行本とに大別できる。片仮名付訓本は後に「明暦二稔丙申十一月吉且二条通玉屋町村上平樂寺開板」を付した版へと流れ、ここからさらに小幡写本を参照・校訂し評注を加えた延宝八年（一八六〇）叙の『甲陽軍大全』本と、本文に小幡写本を加味しつつ改編した『信玄全集』本とに分岐してゆく。前者は甲州流軍学が流行する趨勢に乗った学問的著作であり、後者は末書も加えて読み物を志向した普及版である。学問と読み物の両要素の顔をもつこの時期の刊行軍書の特徴を明確に示す版の系統分岐と言えよう。

さらに、『甲陽軍大全』は評注を頭書にして『甲陽軍伝解』（松会三四郎版）に、『信玄全集』は本編のみを独立させて村上勘兵衛から刊行されるが、奇しくもこの両者は共に元禄十二年に（一六九九）刊行されているから、『甲陽軍鑑』への需要は継続したことがうかがえる。平仮名付訓本の系統も、覆刻版が出され明確に刊行年時がわかるのは、万治二年（一六五九）京都の安田十兵衛の刊記のある版である。この流れも途絶えず、やはり元禄十二年（一六九九）に小本の形で江戸駿河屋伝左衛門・同又兵衛から刊行されている。さらに、武田勝頼の滅亡を描いた『甲陽軍鑑』の後日談である『甲乱記』（正保三年（一六四七）十二月刊、「江戸開板」）や、『甲陽軍鑑』の内容を文字通り評判した伊南芳通の『甲陽軍鑑評判』（万治四年（一六五九）正月刊、京村上平樂寺）、さらに読み物化した『信玄軍談記』（延宝三年（一六七五）四月、松会版）といった派生商品をも含めれば、『甲陽軍鑑』の拡がり、江戸前期の刊行軍書の中では飛びぬけて大きかったことが確認できる。

一方の『太平記秘伝理尽鈔』であるが、この書は、稀代の軍略家楠正成を、異伝や評判の記述により、明君・仁君として再生する。『理尽鈔』の評判のスタイルは、『平家物語』や『甲陽軍鑑』など他の軍記にも適用される一方、『太平記』についても、『理尽鈔』に対向して『太平記評判私要理尽無極鈔』が、さらには、それら異説を総合して載せる『太平記大全』や『太平記綱目』のような大部の書も出される。また、『楠正成一巻之書』『楠兵庫記』など『理尽鈔』

から楠の異伝を抜粋したのも多く、第三期の延宝（天和期）一六七三（八三）まで刊行されている。この時期の『理尽鈔』の影響は極めて大きい^⑬。

結果、『葉隠』（宝永七年（一七二〇）三月五月初会）聞書一に、

今時、国学目落に相成候。大意は、御家の根元を落着、御先祖様方の御苦勞・御慈悲を以、御長久の事を本付申為に候。（中略）今時の衆、ケ様の儀はとなへ失ひ、余所の仏を尊ぶこと、我等は一円落着不申候。釈迦も、孔子も、楠も、信玄も、終に竜造寺・鍋嶋に被官被懸候儀無之候えば、当家の風儀に叶ひ不申事に候。^⑭

とあるように、「楠」と「信玄」が流行し、肝心の藩祖鍋島氏の活躍・事跡が忘れられてしまったことを嘆いて『葉隠』執筆の契機とする状況が、逆に『甲陽軍鑑』と『太平記秘伝理尽鈔』の流行を裏書きするものであったことを確認できるわけであった。

『甲陽軍鑑』における「武道」の用例が「武士道」とほぼ同義で、敵に勝つための勇猛心や戦いの手立てを意味するものであったことは、先に挙げた佐伯真一も論じているところであり、実際用例を逐一検討すればそのことは追認できる。

ところが、『太平記秘伝理尽鈔』の「武道」の意味は異なった意味合いを持つ。管見の範囲では、「武道」二二例、「武道」七例、「軍の道」一八例を数えることができ、その内容を吟味すれば、戦略的「知」を意味するもの四二例（うち「軍の道」一八例も全てこれに含まれる）、自らの危険を顧みない「勇」を意味するもの四例（うち「武道」二例、「武の道」二例を含む）とに分類できる。さらに、「知」の意味の「武略の道」「武の古道」「合戦の道」「将の道」の、

のべ五例、「勇」の意味を持つ「兵の道」「武の一道」の、のべ三例も加えうる。つまり、『太平記秘伝理尽鈔』の「武道」とその類語は、『甲陽軍鑑』のそれと異なり、戦略的「知」の色彩が濃い例の方が多くを占めるわけである。一例を挙げておこう。

武道を学すると謂ふは、将は武の七書を能く知りて、謀を好み、凶に当たる軍をはづさず。凶に当らざる則は、兵を引て早く退き、敵の油断を打つて、味方の軍、謀ること怠らざるを謂ふぞ。是を以て表とし、太刀打ち・弓馬・早業・山嶽の嶮難を走るに疲れず。是等を以てうらとするとかや。又、兵は将のうらを以て、をもてとし、表を以て裏とすと也。^④

(卷八 摩耶合戦の事 付酒部・瀬河合戦の事)

『太平記秘伝理尽鈔』にあつては、「将」の武道と「侍」の武道は弁別されており、主に前者に照準が当てられていた点が、その特徴であつたと言えよう。ただしこの用例調査からは、「勇」の意味を持つ例は「武道」もしくは「武道」と表現されていることもわかる。

『甲陽軍鑑』は約一〇〇〇丁強の分量中、「勇」に傾いた「武道」「武士道」が一〇四例を占めるのに対し、二七〇〇丁強の『太平記秘伝理尽鈔』では、「武道」およびその類語は少なく五四例、しかも「勇」の意味の「武道」「武の道」が全体の八分の一程度あつた、ということになる。以上の事実は「武道」という言葉の一般的な意味を考えるうえでは示唆的であると言えよう。

つまり、西鶴以前の「武道」という言葉には、多分に勇武の精神とそれにあつた武芸の心がけという意味合いが濃い。そのことを決定付けたのが『甲陽軍鑑』であつたことは、江戸前期の刊行軍書中目立って多い版・刷、および関連

書、さらには「武道」「武士道」あわせて百例以上ある用例の多さ、という量的観点からまず確認できる。

また、「武道」の意味において注目すべきは、『太平記秘伝理尽鈔』のそれが、主に将を対象に「武の道」として智謀に傾くのと対照的に、侍をも対象にして『甲陽軍鑑』にあつては勇武の色が濃い点で、将ではなく侍を描く『武道伝来記』との関連でいえば、やはり『甲陽軍鑑』が重要であることが確認できる。西鶴が『甲陽軍鑑』にどれだけ親しんでいたかは明らかではないが、『新可笑記』巻四ノ二「哥の姿の美女二人」は、信玄の家臣の妻が病中「いつとなくその形二つになりて、物いへば同音、立居も一度に動き、いづれか前後と見分がたく」^⑨なつたのを、信玄自身がその眼力で狸の化けた偽物の像を見破つた話であるから、名将信玄その人を認知していたことは間違いない。『武道伝来記』の翌月に出された『諸国敵討（武道一覽）』の十四章のうち多くが『甲陽軍鑑』を踏まえているという指摘も併せれば、当時の読者が「武道」という言葉を前にしてどういふ世界を思い浮かべたかがある程度想定できよう。

五．「武道」の語義の変化の兆し

では進んで、『武道伝来記』の趣向たる敵討ちについての『甲陽軍鑑』の見方を検討しておこう。品四四（大本巻十六上）の「長沼兄弟の敵討」は、全ての系統の『甲陽軍鑑』に載り、「武道」「武士道」「武士の道」六例を含む。また、本話は『諸国敵討（武道一覽）』巻四「恩を知獣」にも引かれている。以下梗概を挙げる。

甲州西郡今諏訪の長沼長右衛門という武士が、信濃に出張した際、青柳柳之助・緑之助兄弟に殺された。長沼の息子長助・長八兄弟は、母の薫陶を受けそれぞれ二一歳・二〇歳になるのを待つて敵討ちに信濃に出かけた。するとこれを聞きつけた四人の友人が助太刀に加わろうと塩尻まで追いかけてきた。長助・長八は感激しつつも、「敵

地での敵討なので仕損じ、友人から犠牲者を出しては追腹を切らなければならない」と助太刀を断る。が、四人も連判の起請文を出し、日ごろの友情からも、ここで帰っては男が立たない点からも帰ろうとはしなかった。

やがて兄弟と友人の家来ら十二人は、宿敵青柳兄弟一味十五人と諏訪で出会い、不利を説く長沼の家来の意見を退け、武田八幡に「敵を討たねば帰国しない」という書きつけを神社の杉に結いつけたことを告げて、討ち入る。

長沼側は家来に三人の死者を出したが、敵の首を討つことができ、甲州に帰ってきた。

ところが四人の友人のうち増成源八郎は、長沼兄弟の評判がいいのを嫉妬し、一族ともども、青柳兄弟を倒せたのは自分のおかげで長沼兄弟は弱かったと言いふらした。それを聞きつけた長沼兄弟との間で争いになり、他の友人三人の助言もあつて訴え出る事となった。信玄は双方の主張を聞いたうえ、武田八幡に捧げた願書や三人の助太刀の証言を根拠に長沼兄弟の覚悟を「武道」に照らして褒めたたえ、兄弟は勝訴した。手柄を独り占めにしようとした増成は、後に川中島の合戦で逃亡した拳句、その罪を朋輩になすりつけようとしたため、信玄は双方の家来に鉄火を握らせ、負けた増成を「末代まで武士の見せしめ」として逆さ磔の極刑に処した。

信玄の裁定の言葉には、「武士は唯、心ばせの至てつよき根本を糺し、其善悪を以てひはんいたすを、侍のことわざと申て、弓矢を取る人の本意也」「親兄弟のかたき討たる者をほむるは、己も身にかかりてよくうたんなり。かたき討する者をそしる人は、其身にかけて、親兄弟の敵討まじ、と云心ならん。誉も誹もせぬ人も、定、親兄弟を人に殺されても口惜おもふまじ。口惜思はねばかたきはとるまじ。かたきをとらねば武士道はすたりたり。武士道をすてたれば、あたまをはられても堪忍仕るべし。あたまをはられて堪忍いたす者が、何とて主のやくにたつべき」とある。すなわち、「勇武」の意味を持つ「武道」「武士道」の発露として、敵討ちは賞揚されるべき行為であることが強調されていた。敵

討ちは『甲陽軍鑑』における「武道」の典型例であったのだ。

ところで「このような「武道」「武士道」は、戦国風の残った過去の事例に過ぎず、西鶴の武家物執筆時の貞享期にはそのような精神は廃っていたとした、根拠のない議論がよく西鶴論では見受けるが、それは当たらない。

たとえば、新井白石『折たく柴の記』上には、上総久留里藩に仕官した白石の父正濟（仕官の期間は、寛永四年（一六二七）～延宝三年（一六七五））が同僚で暴れ者の芦沢某を主君土屋利直に弁護する次のような言葉が見える。

天性不敵なるものの、しかも年なほわかしくして、をのこふるまひも多く候へば、いかなる奇怪をか仕出して候ひぬらむ。但しわか候時に、かれらがごとくなるものにあらずしては、年たけ候ふし後に、ものの用にはたたぬもの多く候歟^①。

喧嘩口論は家中を乱すから芦沢を制裁しようとする主君に対し、そういう者でなければいざという時に役には立たないといと正濟は諫言しているのである。白石自身、十八歳の延宝三年、藩内の反対派と決闘となった折は、謹慎中であるにもかかわらず、

さらば、勘気をかうぶれる身也といふとも、手がし足がしいれられたるにもあらばこそ、それに人々戦死せんをよそに聞て、我ひとり家にこもり居たらむには、事を公事によせて、幸に死をまぬかれたる也とこそ人も思ふべけれ^②。

と述べて、元氣であるからには決闘に参加しなければ世間の名折れ、「恥」であるとしてしていた。勇武の「武道」は

西鶴の時代にも、地域によっては生きていたのである。

もちろん、藩内の武力闘争は、秩序を乱し、場合によっては藩の存続にもかかわる事案でもあったし、戦う者から、政策を立案・執行する立場に役割を変えていった武士階級には、勇武の「武道」を飼い慣らし官僚化に適応させてゆくよう、変化していったのも西鶴の時代の実態であった。

笠谷和比古は、『可笑記』（寛永一九年（一六四二）刊）の「武士道」二三例、「侍道」八例を検討、

武士道のぎんみと云は、うそをつかず、けいはくをせず、ねいじんならず、へうりをいはず、どうよくならず、不札ならず、物毎じまんせず、おごらず、人をそしらず、ぶ奉公ならず、はうばいの中よく、大かたの事をば気にかげず、たがひに念比にして人を取たて、じひぶかく、義理つよきをかんようと心得べし。命をしまぬ計をよき侍とはいはず」（巻五）^②

といった「武士道」の意味そのものが、「仁」をモデルとした官僚的変容をしている事実を指摘する。『新可笑記』を書いた西鶴ならば、当然知っていたことであろう。実際、『武道伝来記』から後の『武家義理物語』（貞享五年（一六八八）刊）序で西鶴は、

弓馬は侍の役目たり。自然のために、知行をあたへ置かれし主命を忘れ、時の喧嘩・口論、自分の事に一命を捨てるは、まことある武の道にはあらず。義理に身を果せるは、至極のところ、古今その物語を聞き伝へて、その類をここに集る物ならし。^③

と述べて、勇武一点張りの「武の道」を当代にあつては否定し、変わつて「義理」を焦点化させている。

以上、江戸前期の武道の概念は広く、テキストによつて「知」（『太平記秘伝理尽鈔』）「仁」（『可笑記』）「勇」（『甲陽軍鑑』）のそれぞれに傾いた意味に分かれることが確認でき、『武道伝来記』の場合、『甲陽軍鑑』にあるような「勇」との関わりが、「敵討」との関連からも想定されるが、西鶴自身は、『可笑記』流の平時の武士道に近い線も知つていて、作品によつて勇武の色濃い「武道」と平時の武士の心得を説いた「武の道」とを使い分けていた可能性を忘れてはならないことが明らかとなつた。だからこそ『武道伝来記』の時代は過去に設定されていたのだろう。また、先に挙げた長沼兄弟の敵討ちのように『甲陽軍鑑』における「武道」と「敵討」を併記する箇所は、「勇武」の奨励に焦点を当てており、西鶴当時の法制度上主君への報告の義務を伴つた「敵討」とは異なる点のあることも注意されるのである。

六．『武道伝来記』の「武道」の諸相

次に『武道伝来記』における「武道」の用例について検討しておこう。卷三ノ二「按摩とらする化物屋敷」には、

奥右衛門、武芸いくいいづれも愚おろかもなし。中にも軍者ぐんなれば、此国ここのくにに逗留とまりのうち、密ひそかに所望もつして、城取しろの大事を、おのおの伝受じゆする事、是武道たいていの第一なり。

とあつて、主人公榎田奥右衛門を紹介するが、この「武道」は軍略、すなわち「知」に傾いたそれと確認できる。また、同章には、

目出度豊後に帰り、二度其名をあげて、兵之助を伊予国へ送り届け、是、御前の御機嫌よく、衆道の情、武道のほまれ、人の鑑、世がたりとなつて、猶其後は、兄弟のちなみをやめず。国里は万里に隔てつれ共、互に心をかよはせける。是武士の本意、かくあらまほしき事なり。

ともあつて、奥右衛門および奥右衛門と衆道の約を結ぶ大津英兵之助が、一旦の失敗と負傷にめげず、見事兄の敵戸塚宇左右衛門を討ち果たした勇武と情義の意味で使われている例もみえる。卷四ノ一「太夫格子に立名の男」では、

つらつら世の有様を観ずるに、菟角は夢に極まれり。我、専左衛門を打て後、其まま切腹すべきこそ、武道なれ。さもしき心底おこりて、世をしのび、人のそしりを請ぬる事もよしなし。我かたより名乗出て、子細なくうたれて、専太郎が本望をとげさすべし」(中略)「我事、つねづね申ごとく、人に命を預りし身なれば、今となりての病死、さりと武勇の本意にあらず。

と喧嘩で榎坂専左衛門を討った後、切腹せずに逃げ回った青柳十蔵が自らの出処進退を卑怯と反省する文脈で「武道」が語られ、やはりここは「勇」の意味で使用されていることがわかる。

七. 出頭者への風刺

卷四ノ三「無分別は見越の木登」は、これまで西鶴が武道に否定的であった典型例とされてきた章なので、子細な検討を要する。冒頭、

肥後のむかしの国の守なる御城構の外、(中略) 是は、彼出頭に暇なき、大壁源五左衛門といふ新参者、纒廿五石より、三年の中に式千石とりあげたる者の拝領の地なり。今時は、武道はしらひでも、十露盤を置ならひ、始末の二字を名乗ば、何所でも知行の種となりて、譜代の筋目正敷者は、かならず先知を減少せらる。

と算用に長けた新参の武士大壁源五左衛門を紹介するが、この場合の「武道」は勇敢な戦う者の心得と一体化する剣術などの武術を意味しよう。それが足りない大壁源五左衛門は簡単に討ち果たされてしまう。大壁源五左衛門を重用していた殿様は、僅かな知行を妻子に与えて、一子小八郎に敵討ちを果たさせ、それを以て家の回復を考えた。

此事、太守の耳に達しければ、「国のために拔郡忠功有しもの」と知行は召あげながら、小八郎に二十人扶持下され、「思召子細あり。母に養育致せ」のよし、仰下され(中略) 親、他国者たるによつて、当所に縁類・兄弟とても、助太刀、後見する者、一人もなく、定めなき旅路を、幼稚ものの独り行、武士の道こそ覚つかなければ。目出度打負て、母が心を慰めよ

母は少年にあてどない旅をさせる武士の道への不安を語るものの、敵を討ってくるよう言つて送り出す。結局子供を心配したこの母は小八郎と合流する。

主従三人になりて行程に、今は、江州に立たる鏡山の里に着ぬ。「爰にて思ひ出せば、をや源左衛門殿、生国は此国打原とやらいふ里より、幼稚て城下に出勤め給ひしに、十六才にて爰をも立退給ふと

大壁の出自が江州打原であったことは、ほど近い石田村から出、算用に長けて出世して、佐和山城主となった石田三成像が重ねられていた可能性は高い。拙著『サムライの書齋』（ペリかん社、二〇〇七年）第I章に関ヶ原軍記の沿革は述べておいたが、三成については、『太閤記』や『聚楽物語』で豊臣秀次を讒言により落とし入れる悪人三成像が確立しており、貞享期には関ヶ原の戦い全般を記述した『慶長軍記』も成立していた。大壁一行が、

（中略）美濃国関原にて、俄に時雨して、晴間を待つうちに、隙とり、日を暮し、難儀なる所へ、追剝數十人、むらがり来りて

と関ヶ原で追剝にあつて小八郎一人を除いて討たれてしまうのも、関ヶ原の三成の敗戦を想起すれば、この場面設定の意味が了解できる。②ようやく敵白峯村右衛門を岐阜の城下で見出し、これを討つた小八郎であつたが、主家は代が変わつて大壁家を弁護する者もなく、敵討ちの証拠を示せなかつた小八郎は単なる殺人罪に問われて処刑されてしまう。②

（中略）御代かはりて、「大壁の家は今迄立ても、つぶすべきむね、内々若殿の御内意なれば、たとへ最眞に存ずる者ありても、取あげる者一人もなし。ことに源五左衛門、出頭するに任せて、前後に眼見へず、権威己がままにふるまひしに付て、意趣ふくむの族、使者に立むかひて、「当家の扶持人にあらず」といひて（中略）敵といふ証拠なきによつて、主を殺す科にさだまり、哀や年来のうき難義、母迄に後ながら、本望は遂たれ共、賤しき者の手にかかりて果しを、かたりつたへてあはれなり。

艱難辛苦の末、無事敵を討つたにも関わらず無残にも小八郎が処刑されてしまうのは、源五左衛門が生前主君の権威をかさに傍若無人にふるまっていたためで、算用に長けていた点もあわせ、やはり軍書に伝えられる石田三成像に重なる。

『武道伝来記』における「武道」は、『甲陽軍鑑』流の勇武に傾いた意味が中心とはなっている。ただし、それはあくまでこの作品の時代設定同様「中古」の時代^④に可能なことであって、「今時は、武道はしらひでも、十露盤を置ならひ、始末の二字を名乗ば、何所でも知行の種となりて、譜代の筋目正敷者は、かならず先知を減少せらる。」という本章冒頭の源五左衛門に対する論評からは、当代の武家の場合、その意味での「武道」はなかなか發揮しにくいとの認識が西鶴にあつたらしいことも確認できる。また、そうした武家の在り方への皮肉な視線は、石田三成の面影という、軍書等で出来上がっていた悪人像に依拠し、あたかも天理による応報であるかように書くことで、当世武家批判と読まれることへの危険性を拭う意図があつたのではないか、という視点を導きだせる。中古と当代がなまぜになった本作の時代設定は、そのように読むことで、中村幸彦流の「談理」説^⑤と谷脇理史流の「風刺」説^⑥を止揚できる可能性が出て来たわけである。

八. 主題としての勇の「武道」

『武道伝来記』の「武道」は、その用例からだけでなく、西鶴当時の法制度上「敵討」となっていない作品においても、「武勇」の観点から広義の敵討、あるいは敵討に関連する内容となつてしていると読めることから、勇武に傾いた意味のものと違って差し支えないと思われる。例えば巻二ノ一「思ひ入吹女尺八」は、以下のような話である。

―島川村之助は藤沢甚太夫の娘小督と恋仲となるが、事情を知らない親は藤沢甚平との縁組みを進めていた。甚平は忍んできた村之助を殺害し、立ち退く。明石に逃れた小督は男児村丸を産み、小督と乳母、十三歳になった村丸は村之助の敵討に出かける。一行は、村之助と兄弟分であった大谷勘内と出会い、四人で甚平を討ち、敵討に成功する。

谷口眞子は、「村之助の子を産んだ小督は、親子で敵討をしたとあるが、小督と村之助は結婚していないので、法制度的な意味では敵討ではない」とするが、小督が明石に遁れ、村丸を産むのは決死の覚悟と敵討の思いを遂げるため、これは「女武道」の話と総括しても差し支えない。

小督、是迄と思ひ定め、長刀振て出るを、乳母抱留めて、「敵はかさねて打品有。先は屋形を退給へ」と、かひがひ敷も手を取て、どさくさまぎれに、裏門よりかけ抜、行がたしれずなりぬ。(中略)産湯湧して待時、守刀を身に添て、「諸神も憐み給ひ、男子をよろこばせ、爺村之助敵、甚平を打せ給へ。もしも女子ならば、立所を去ず、腹掻切て果べし」と…

また、巻五ノ三「不断心懸の早馬」は次のような話である。

―椿井民部は網島判右衛門とすれ違つた際、馬上のまま挨拶したが、判右衛門には聞こえなかつたため、民部へ書状をしたため、二人は勝負することになった。これを聞いた殿は二人を仲裁するが、民部も判右衛門も妻子と共に

江戸へ行く。二人は武士の義理を嘆いて酒を酌み交わし、双方の子供をめあわせたあと、相討ちして果てる。二人の妻は出家する。

谷口はやはり本章を「無礼を理由として、双方が果し合いをしようとする事件であり、敵討ではない」とするが、先に江戸に逼塞した民部は、たまたま近所で起こった敵討ちに妻は助力するが自身は助太刀せず、

民部門をくりして「…扱、此度、それがしが、女さへ力をそへしに、我ながら助太刀用捨する事、まったく身を引には非ず。此段は後日にしるる事ぞ」

と言ひ、相討ちの後、

大野笹右衛門、此事はしらず、はるばるの信濃より一礼に來り、大かたならず是を歎き、其跡さまさま仏事をなして、四人を伴ひ生国に歸り、二人の比丘尼には、善光寺の片山に、草庵をむすびいたはり、半之丞は、手前にかくまへ、成人の後、御奉公に出し、牢人分にて、八百石くだしおかれ、椿井主水とぞ申ける。

と判右衛門と藩の外で決着をつけて迷惑をかけないようにしながら、武の道を立てるのであつて、死ぬべき時を守る勇武の精神の発露が、「家」の継続につながる落ちにつながるよう描いている。

このように本作は「武道」の用例からも、法制度上敵討になつていない話からも、勇武の意味の「武道」が主題とな

つていたことがうかがえるのである。武具商人を出自とするかそれに近い環境に育った可能性のある西鶴が、従来言われるように「武道」に否定的だったという見方には、慎重な検討が要求されよう。しかし、先に述べたように当代における武士にそのような生き方はできにくい現実を西鶴が冷やかかに見ていた可能性は忘れてはならない。

九・勇武を發揮できない制度への風刺

本作冒頭巻一ノ一「心底を弾琵琶の海」は次のような話である。

—平尾修理は采女と左京という二人の小姓を愛していたが、剃髪をして身を隠した。二人は先腹を切り、修理もまもなく死亡する。三人の死後、かつて左京に横恋慕していた関屋為右衛門が、左京を悪しざまに言ったのを采女の弟求馬が聞いて、為右衛門を切った。事情を聞いた左京の弟左膳は、かけつけた為右衛門の子次郎九郎を切り伏せ、求馬と二人で家族ともども旅立った。

問題となるのは前半部の采女・左京の先腹である。出家した修理改め眼夢の琵琶湖東岸の庵の近くで、かつての念友采女と左京が、せめて一目でも眼夢に会いたいと「棚なし小舟をかりもとめて、二人、蓑笠に身を隠し、其まま釣の翁となりて、琵琶・琴ひきつれて」庵近くに漕ぎ寄せ詩を吟ずる。ここは謡曲「白髭」のパロディになっている。^⑤

また『類船集』には「知音」の付合に「琴を断」「若衆」の語が拳がり、『慶長軍記』に石田三成と大谷吉継との念友の関係を「知音」と言っていた例などが想起される。船から聞こえる琴の音から眼夢が戸を開けるのは『蒙求』などに有名な伯牙・鐘子期の断琴説話を意識しているであろう。「心底を弾琵琶の海」とはそういう典故が利かされていた

と見るべきである。

しかし、眼夢は色道の迷いを断つべく、二人を勘当、かねがね眼夢から殉死を戒められていたので二人は先腹を切ることになる。西鶴はこれより先に『男色大鑑』巻二ノ一「形身は二尺三寸」で「せめて此御恩に、大殿今にも事あらば、天下の御制禁は存じながら、いさぎよく殉死の心懸^⑤」と主人公の片岡源介に吐露させており、寛文三年（一六六三）五月の殉死禁止令は確実に知っていた。

では、先腹とは実際西鶴の当時あったものなのか、またどう受け止められていたのだろうか。西鶴も『武道伝来記』で踏まえた赤穂事件以前の最大の敵討ち、市ヶ谷浄瑠璃坂の敵討ちについての実録『一ヶ谷報讐記』（宮川忍齋著、宝永五年（一七〇八）序）に次のようにある。

評云、近世、主君の重恩を報すへき為に、死に殉ひたる輩、其数を知らず。然るに、会津中将殿此事を歎き、黒白上意を窺はれけるか、上にも御許容ありて、向後殉死の者あらは、其主人の跡をえらるましき由、仰出さる。然れは天下一統に慎みたるへきを、此御法度出へし、とつたへ聞て、主君の死去の義以前に自害を遂げ、或は主人死去の後、乱気のやうにこしらへて、身を亡し□る輩あり。是御法度の御本意に背□、無益の自滅なるへし。況奥平殿の家来杉浦右衛門兵衛は、兼て大膳亮の憾幅に背きたるものなり。此故に、主人の家督相違有へきをも遠慮せず、血気の勇を行て殉死したる心中、不忠不義取るに足らず^⑦。

すなわち、殉死の代替行為としての先腹は西鶴の当時に現実であり、それは法度の御本意に背くものとして非難されるべきものだったのである。だからこそ西鶴は、こういう禁令違反に準じる先腹を描くに当たって周到に、本作の時代

設定を信長時代にしたのだろう。

先腹の伝え方の問題から敵討ち事件に発展する本作は、当代のこととして描けば、出版条例に抵触する可能性も出てくるものになるはずであるし、そういう衆道・先腹・敵討を西鶴が賞揚していたことも、左京に横恋慕していた関屋為右衛門が、左京を悪しざまに言ったのを采女の弟求馬が聞いて、為右衛門を切り、事情を聞いた左京の弟左膳は、かけつけた為右衛門の子次郎九郎を切り伏せる本作の結末から確認できるのである。また、そういう西鶴であれば、為右衛門側は邪まな色道から先腹の事実を曲げて伝えた罪で、その罰を親子共々受ける結末を用意せざるを得なかったのである。

十. 談理（教訓）と風刺は矛盾せず

『武道伝来記』は、序文にもいう「中古」の「武道」（それは勇武に傾いたものであったが）の発露としての、喧嘩刃傷譚を軸として描いた物語であり、「敵討」はその趣向として、場合によっては、敵討の部分主人公の武道を引き立たせる脇筋だったり、登場人物が本来の武道から外れているために敵討に失敗する話だったり、あるいは、形骸化した当時の制度としての敵討の枠を超える話などが含まれることにもなったと思われる。ところで、そうした「武道」は、もはや現実には実行しがたい面も多々あることをも西鶴は認識しつつ、そうした武家の現状をシニカルに描く姿勢が看取できた。

ただし、そういうシニカルな視点は、当時の武士の在り方そのものの矛盾を指摘してしまう危険性もあった。その点西鶴は、細心の注意を払い、そういう武家社会の矛盾を美談の中にくるんだり、過去の武将のイメージに依拠して因果律によって粉飾したりする、かなり高度な、あるいは積極的な効果を狙った隠微な表現・結構をこらしていたと考えら

れる。ただし、西鶴の中で、「武道」そのものの価値を根底から疑問視する考えはなかったものと思われる。

今後はこうした視点での『武道伝来記』の他の章への検討が続けられるべきなのとは言うまでもないが、平時の「武の道」の問題を扱ったと思しき『武道伝来記』以降の武家物にも、一見対極に見える「武道」「武士道」を良しとする『葉隠』のような立場と、西鶴の武家の理想とが同じであったのではないかという視点を忘れずに行われるべきかと思われる。

ともかくも『武道伝来記』は、刊行軍書を通して一般化した、古き良き勇武の「武道」を称揚しつつ、それが当代では困難であることを説く立場にあると考えられ、そういう中世的武士のあり方が完全に変化を余儀なくされるこの時期の問題を、皮肉な視線で描くことで読み物となった作品であると見られる。その意味で、本作は十七世紀末らしい、武士の文学（武士を描いた文学）であることが、刊行軍書との比較から見えてくるのである。

【注】

- ①横山重・前田金五郎『武道伝来記』（岩波文庫、一九六七年）補注。
- ②中村幸彦『西鶴文学における武家』（国文学 解釈と教材の研究）二一六、一九五七年五月。ただし、西鶴が執筆する時点での「武士道」が、戦国以来、行動をもってそれを示す武士道から觀念化し理念化してゆく過渡期にあったとの中村の見解は本稿の出発点ともなっている。
- ③『新日本古典文学大系 武道伝来記・西鶴置土産・万の文反古・西鶴名残の友』（一九八九年 岩波書店）。
- ④野田千平『武道伝来記ノート』（名古屋大学国語国文学）七、一九六〇年（二月）。
- ⑤中村幸彦・阪倉篤義・岡見正雄『角川古語大辞典 第五卷』（角川書店、一九九九年）。
- ⑥『日本古典文学大系 太平記二』（一九六〇年、岩波書店）。底本は、慶長古活字本。
- ⑦『甲陽軍鑑』からの引用は、加賀市立図書館聖澤文庫蔵、甲陽軍大本によるが、この部分の「武道」は大本本では「本意」となっている。そこで『甲陽軍鑑大成 第二卷 本文編』（汲古書院、一九九四年）によって、「武道」と記した。
- ⑧中村幸彦・橋英哲校訂『西日本国語国文学全翻刻双書 遠近草・元用集』（一九六五年）。
- ⑨飯田正一『貞徳紅梅千句 上』（桜楓社、一九七五年）一七二頁。

- ⑩ 近松全集刊行委員会『近松全集』第一六巻翻刻編(岩波書店、一九九〇年)九〇頁。
- ⑪ 歌舞伎評判記研究会『歌舞伎評判記集成』第五巻(岩波書店、一九七四年)一四一頁。
- ⑫ 佐伯真一『戦場の精神史 武士道という幻影』第四章「武士道」の誕生と転生(NHK出版、二〇〇四年)頁。
- ⑬ 今井正之助「義貞重記」考——「無極鈔」の成立に關わつて——(『日本文化論叢』五、一九九七年三月)。
- ⑭ 学習院大学国語国文学研究室本、国文学研究資料館マイクロフィルム。
- ⑮ 『甲陽軍鑑大成 研究編』(汲古書院、一九九五年)の酒井憲二の解説。
- ⑯ 加美宏「太平記受容史論考」(おうふう、一九八五年)、同「太平記の受容と変容」(翰林書房、一九九七年)、若尾政希「太平記読み」の時代(平凡社、一九九九年、平凡社ライブラリー、二〇一二年)、加美宏・今井正之助・長坂成行「太平記秘伝尽鈔1」(平凡社、東洋文庫、二〇〇二年)、今井正之助「太平記秘伝尽鈔」研究(汲古書院、二〇一二年)。
- ⑰ 『日本思想大系 三河物語・業隠』(岩波書店、一九七四年)二一六頁。
- ⑱ 加美宏・今井正之助・長坂成行「太平記秘伝尽鈔2」(平凡社、東洋文庫、二〇〇三年)一三六頁。
- ⑲ 『新編日本古典文学全集 井原西鶴集④』第五巻(小学館、二〇〇〇年)五一四頁。
- ⑳ 野間光辰「補刪西鶴年譜考証」(中央公論社、一九八三年)三三七頁。
- ㉑ 『日本古典文学大系 載恩記・折たく柴の記・蘭学事始』(岩波書店、一九六四年)一六〇頁。
- ㉒ 前掲書、一九三頁。
- ㉓ 前掲書、一九三頁。井上泰至「Ⅴ 武士の自伝の白眉 新井白石」(『サムライの書齋』ベリかん社、二〇〇七年)。
- ㉔ 笠谷和比古「武家政治の源流とその展開 近世武家社会研究論考」(清文堂、二〇一一年)第八章「武士道概念の史的展開」。
- ㉕ 『仮名草子集成』第十四巻(東京堂出版、一九九三年)三三四頁。
- ㉖ 『新編日本古典文学全集 井原西鶴集④』(小学館、二〇〇〇年)三一九頁。
- ㉗ 陣峻康隆「西鶴 研究と評論 上」(中央公論社、一九五三年)第十章「武道伝来記」では、こうした部分に西鶴の敵討ちに対する批判的な見方を読み取ろうとする。対して富士昭雄は、「決定版対訳西鶴全集武道伝来記」(明治書院、一九九二年)で、さりげなくこの一部を逆接表現で訳し、敵討ちの制度を全面的に疑うような解釈をしていない。
- ㉘ この部分は、都から金売吉次とともに奥州へ下る途中、「鏡の里」で強盗に襲われる『義経記』巻二「鏡の宿吉次が宿に強盗の入る事」を意識した可能性もある。
- ㉙ 陣峻前掲書では、この結末を敵討ちのものへの批判と考え、そこには西鶴の詠嘆はあっても痛憤はないとして、本作を「重量感にとほしい」作品と低く評価する。
- ㉚ ①前掲書補注三四〇〜四一頁に、西鶴における「中古」とは、近世初期の、寛永・正保(一六四八ごろまで)を指すことが指摘されている。
- ㉛ 中村幸彦「中村幸彦著述集」(中央公論社、一九八七年)第四巻「近世小説史」第三章「西鶴作品の史的意義」、『中村幸彦著述集』(中央公論社、一九

八二年）第五卷「近世小説様式史考」中の「西鶴の創作意識とその推移」。

②谷脇理史「西鶴と批評」(若草書房、一九九五年)に収められた一連の「武道伝来記」論。

③谷口眞子「武士道考—喧嘩・敵討・無礼討ち」(角川叢書、二〇〇七年)第四章「敵討概念の再検討」

④西鶴が住んだ鍵屋町に父祖の代からいたとすれば、武器商を営んでいたか、それになじむ環境にあった可能性は高い。

⑤「類船集」には「老翁」の付合として「釣」「清見原天王鈴鹿山に入老翁に宿かり給ふと也」とあり、本説は「源平盛衰記」巻十四にあるが、眼夢が天

武天皇の血を引く高家と設定されていることと通じる。他に「類船集」には、「湖」の付合には「滋賀」「世を渡れたる人」「白髭の神」、「湖海」の付合には、謡曲「白髭」をふまえた「海士の濡れ衣」「同釣舟」「白髭の神」が挙がる。勅使が近江の白髭明神に船で参詣の途中、実は白髭明神の釣の翁に出会う「白髭」の原文は、前シテが「我は心も波小舟、釣の翁の身ながらも、安く楽しむこの時に、生れ逢ふ身は有難や、生れ逢ふ身は有難や。」と謡い、明神の正体を現す時は「老の波も寄りくる、釣の翁と見えつるが、我白髭の神ぞと、玉の扉をおし開き、社壇に入れ給ひけり」と謡う。

⑥三三九頁。

⑦井上泰至「防衛大学校図書館有馬文庫蔵『二谷報讐記』」(防衛大学校紀要)八〇、二〇〇〇年三月、同「IV 仇討ち成功の本質 宮川忍齋」「サムライの書齋」(べりかん社、二〇〇七年)。

* 討議要旨

大高洋司氏は、西鶴の武家物の中に「甲陽軍艦」に通じるような考えられ方が大いに取り入れられていると考えてよいのか、「甲陽軍艦」は武家が読むものという先入観があるのに対して、本発表では西鶴の読書範囲の視点の中に既に「甲陽軍艦」が含まれていることを前提とするが、それと町人作者西鶴というのが従来結びつかずにきていたかと思う、西鶴の中の武道に対する考え方が「甲陽軍艦」などからきていたとすると、町人層にもそういう考え方が大いにあり、それが西鶴の武家物の読者を引きつけていたと考えていいのか、と質問した。これに対して発表者は、「甲陽軍艦」というテキストは多様に享受をされており、元禄十二年には、読み物として享受されていた一面がヴァリアントとして出てきていた、それが大坂で西鶴に直接吸収されたかは、西鶴はネタを明確にしないので、読んでいて書いたのか、耳から聴いて入ったのかは断定しかねる、しかし、たとえば「見聞談叢」に収められる西鶴が黒田家大坂屋敷で話したという伝説について考えると、これは武家相手にした話であるから好色物よりも、武家物であった可能性があるかと思う、これについてはより詰めて考えたい、「武道伝来記」のあとに出版された「諸国敵討」でははっきりと「甲陽軍艦」を使った形跡が見られるが、西鶴の場合はそのような典拠が見出しにくいものの、咄というものが介在する可能性は高いのではないかと答えた。また湯沼誠二氏は、近世文学全体にいえることだが、新しい視点で既存の物を見直していくのは大変貴重であり、むしろ日本文学を更にグローバル化させるひとつのきっかけになるのではないかと、イデオロギーでがんにがらめにならず、より拡大させていくべきであると賛同された。また、戦後まもなくは日本文学がイデオロギーから自由で、戦争で打撃を受けた人間性を見つけていこうという意識が諸人の中にあつたのではないかと、西鶴研究の場合はそれが顕著だが、教科書的にいわれる西鶴のイメージとしての、武家物、町人物、好色物、という多面的な像は、本発表においてはどのようにしてひとつに結びつけられるか、質問した。これについて発表者は、中村幸彦氏が昭和初期に作った前提を今再考することは必要であるが、気をつけねばならないのはこれが再びイデオロギーとして吸収され

たら危険ということだ、西鶴の場合は新たに武家の読者を獲得していったという面と、発表者の中では確定できないが、西鶴が本当に武家の敵討ちや衆道を容認していたのか、現実には敵討ちなどができない武家については随分否定的な見方があるようだが、それについては更に検討せねばならないが、たとえば「男色大鑑」にはかなり武家の現状に否定的な面がある、西鶴が伏見の繪屋町で育ったということが本当であれば、武具を扱う商人なので、商人の中でも特殊な部類だったのではという見通しもある、と答えた。